

Beyond SDGs イノベーション学会 個人情報取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、Beyond SDGs イノベーション学会（以下「本学会」という。）に属する会員（以下「会員」という。）に関する個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう
- (2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(個人情報保護統括責任者等)

第3条 個人情報保護のための業務を統括する者として、個人情報保護統括責任者を置くものとし、会長がその任にあたることとする。またその個人情報保護統括責任者を補佐する者として本学会事務局がその任にあたるものとする。

(個人情報の収集)

第4条 本学会は、不正の手段により個人情報を取得しない。

2. 本学会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を取得しない。ただし、法令に基づいて取得する場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき等法令で認められている場合は、この限りではない。

(個人情報の利用目的)

第5条 本学会は、個人情報を次の目的で利用することができる。

- (1) 会費の請求やその確認
- (2) 学会誌等の出版物や印刷物の送付
- (3) 本学会の運営に関わる会員への情報提供（例えば、全国大会や地域部会、会議の案内等を作成するため）
- (4) 学会役員等の選出
- (5) 会員名簿又はメーリングリストの作成
- (6) 災害その他緊急時における連絡及び安否確認等

(7) 事務局の会員管理

(8) 前各号に掲げるもののほか、本学会の目的に照らして妥当であるとして、理事会で決定された利用目的

(個人情報の第三者への提供制限)

第6条 本学会は、次のいずれかに該当しない限り、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 事業目的の達成のために個人データの取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合

(個人情報の管理)

第7条 本学会は、収集した個人情報が外部に漏洩しないように、また個人情報の破壊や改ざんを受けたり、紛失したりしないように、適切な管理を行わなければならない。

(個人情報の開示及び訂正)

第8条 本学会は、本人より本人に関する個人情報の開示の請求があったときは、原則として遅滞なく開示しなければならない。また本人に関する個人情報の訂正等の申し出があったときは、原則として遅滞なく訂正等を行わなければならない。

(Web サイトにおける取扱い)

第9条 本学会が設ける Web サイトにおいては、学会の運営上必要なものを除いて、原則として掲載しないものとする。

(本規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会での審議を経て、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

1. この規程は令和3年9月9日より施行する。